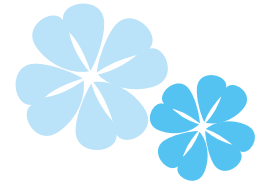


# ひとり親家庭などに関する手当



●申請・問い合わせ 児童課 内線144

ひとり親家庭(母子・父子家庭)などの生活の安定と児童の健全育成のため、児童を監護養育する方へ手当を支給する制度をご紹介します。

受給をしようとする方および児童は、町内に居住していれば国籍は問いません。手当の概要や支給要件、所得制限についてはお問い合わせください。

なお、事実婚(異性の頻繁な訪問や同居、経済的援助など)の場合は、手当の申請はできません。また、各手当を受給中の方が事実婚となった場合は、資格喪失や返還などが生じます。

## 児童扶養手当の支給停止

原則、手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過すると、受給資格者が父または母の場合、手当の2分の1が支給停止となります。

ただし、次の①または②の要件を満たし、必要書類を期限内に提出した場合、支給停止が解除されます。

該当者には通知しますので、必要書類を児童課へ郵送または持参してください。

※必要書類は児童課で配布、または町ホームページでダウンロード

※所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りではありません。

①受給している父または母などが次のいずれかに該当する場合

- ・就業している。
- ・求職活動などの自立を図るための活動をしている。
- ・身体上または精神上的の障がいがある。
- ・負傷または疾病などにより就業することが困難である。

・受給している父または母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにより、介護する必要があるため就業することが困難である。

②①のいずれにも該当しない方で、児童課に相談し、その上で求職活動などを行った場合

	児童扶養手当	愛知県遺児手当	東浦町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより <b>父または母</b> と生計を同一にしていない児童、 <b>父または母</b> に重度の障がいがある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで (施行令で定める程度の障がいがある方は20歳未満まで)	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	
手当月額(2019年度)	児童1人の場合 ・全額支給 42,910円 ・一部支給 42,900～10,120円 児童2人の場合の加算額 ・全額支給 10,140円 ・一部支給 10,130～5,070円 児童3人以上の場合の加算額 ※3人目から児童1人増すごとに次の額が加算されます。 ・全部支給 6,080円 ・一部支給 6,070円～3,040円	児童1人につき ・1～3年目 4,350円 ・4～5年目 2,175円 ・6年目以降 0円	児童1人につき 5,000円

# 平成31年度 第1回 母子家庭等就業支援講習会

就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会です。

## ■パソコン講習 初級(名古屋・名駅会場)

インターネット、電子メール、ワード、エクセルなどの基本操作を学ぶ。

- とき 6月29日～10月5日(毎週土曜日 全15回)  
午前10時～午後3時40分
- ところ ヒューマンアカデミー 花車ビル北館 6階  
研修会場(名古屋市)
- 教材費 3,002円
- 託児 ・定員 児童の年齢により定員が変動(抽選)  
・託児料 無料

## ■介護職員初任者研修Ⅰコース(名古屋・名駅会場)

職務の理解、介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本などを学ぶ。

- とき 7月4日～10月24日  
(8月15日を除く毎週木曜日 全16回)  
午前9時30分～午後5時30分  
※日程により多少講習時間は異なる。
- ところ 未来ケアカレッジ 名古屋駅前校(名古屋市)
- 対象 7月4日(木)～8月8日(木)の期間で自宅学習(テキスト学習)が40.5時間可能な方
- 教材費 6,480円

## ■共通項目

- 対象 県内にお住まいのひとり親家庭の母・父および寡婦の方で、就業への意欲があり、かつ全日程出席できる方
- 定員 各20名(抽選)
- 受講料 原則として無料
- 申し込み 5月8日(水)～29日(水)に申込書  
を児童課へ  
※申込書は児童課で配布または町ホームページでダウンロード
- 受講通知 受講できるか否かの結果は、6月20日(木)頃に申込者全員に通知します。通知が届かない場合は問い合わせ先へ
- 問い合わせ  
(社福)愛知県母子寡婦福祉連合会 ☎052-915-8862



平成31年11月から  
支払回数が変わります!

ひとり親家庭などの生活の安定や自立を目指し、児童扶養手当・愛知県遺児手当・東浦町遺児手当の支払回数を年6回に変更しました。

### ●変更時期

平成31年11月分の手当から

### ●変更内容

- ・改正前：支払回数は、4
- ・ 8・12月の年3回

※1回につき4か月分の手当を支払い

・改正後：支払回数は、1・3・5・7・9・11月の年6回  
※1回につき2か月分の手当を支払い

### ●留意事項

・支払月が変わる平成31年11月の支払いは、平成29年の所得に基づく手当額となり、同年8～10月分の3か月分が支払われま

す。これ以降は、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

・現在、8月の現況届時にご提出いただく前年所得によって、必要がある場合は12月支払分から手当額の変更を行っています

が、制度変更後は翌年1月支払分から手当額の変更を行います。

※現況届の提出時期(8月)の変更はありません。

ひとり親家庭などを  
応援する制度

ひとり親家庭等  
自立支援給付費支給事業

### ●どんな内容なの?

ひとり親家庭を対象に、仕事につながる講座や資格取得に要する講座の入学料や受講料、就職活動や資格講座受講時の一時的保育などの利用料の一部を給付します。

### ●どんな給付を

受けられるの?

- ・町長が認める講座などの受講料の2割(上限あり)
- ・資格取得および就職活動などのために利用した町内保育園の一時的保育の利用料またはファミリーサポートセンター事業の利用料の半額

### ●給付を受けるためには?

講座受講前や一時保育などの利用前に、事前相談や申請が必要です。